別紙１

利 子 補 給 契 約 書（例）

　埼玉県（以下「甲」という。）と、［ ○○ 融資機関］（以下「乙」という。）とは、乙が貸し付ける農業近代化資金融通法（昭和３６年法律第２０２号。以下「法」という。）第２条第３項に規定する農業近代化資金及び知事が特に必要と認めて指定した資金（以下「農業近代化資金」という。）につき、甲が乙に対し利子補給金を交付することについて、次の条項を契約する。

第１条　甲は、乙の融資に係る農業近代化資金につき、埼玉県農業近代化資金利子補給規程（以下「利子補給規程」という。）の定めるところにより乙に対し利子補給金を交付する。

第２条　前条の交付の決定は乙の貸付けに関し、甲の行う利子補給は、乙の利子補給承認申請書に基づき、甲が利子補給承認書を交付することによって行うものとする。

第３条　乙は、前条の利子補給承認書の交付をうけたときは、その日から６月以内に貸付けを行わなければならない。ただし、甲の利子補給に係る資金を借り受けようとする者の事情により乙が特に必要と認めたときは、この限りでない。

第４条　乙の貸付けの弁済期限等の変更に基づく甲の利子補給の変更は、乙の利子補給変更承認申請書に基づき、甲が利子補給変更承認書を交付することによって行うものとする。

第５条　乙は、第３条の規定による貸付けを行ったとき、又は前条の規定により甲の利子補給に係る貸付けの弁済期限等を変更したときは、遅滞なくその旨を甲に対し報告するものとする。

第６条　甲が乙に対して交付する利子補給金の額は、利子補給規程第４条に規定する方式により算出した額とする。

第７条　乙が甲に対し利子補給金を請求するときは、利子補給規程第４条に規定する１月１日から６月３０日までの期間に係る利子補給金についてはその年の７月中に、７月１日から１２月３１日の期間に係る利子補給金についてはその翌月の１月中に利子補給請求書により行うものとする。

第８条　甲は、乙から前条の請求を受理し、適当と認めたときは、その日の属する月の翌月中にこれを支払うものとする。

２　甲が前項の支払を遅延したときは、支払期限の翌日から支払をする日までの期間につき年（契約時に埼玉県財務規則（昭和３９年３月３１日規則第１８号）に定める）パーセントの割合をもって計算した遅延損害金を乙に支払うものとする。

３　前項の規定に定める年当たりの割合は、潤年の日を含む期間についても、３６５日当たりの割合とする。

第９条　乙は、甲の利子補給に係る貸付債権の回収状況に関し、毎年１月１日から６月３０日まで及び７月１日から１２月３１日までの各期間ごとにつき、第７条に規定する利子補給金請求書に添付して甲に対し報告するものとする。

第１０条　乙は、常に甲の利子補給に係る貸付債権の保全に必要な注意を払わなければならない。

第１１条　甲は、甲の利子補給に係る資金を借り受けた者がその借入金を目的以外の目的に使用したときは、甲と乙は協議の上乙に対する利子補給金を打ち切ることができる。

２　甲は、乙の責に帰すべき事由により乙が利子補給規程又はこの契約の条項に違反したときは、乙に対する利子補給金を打ち切り又は既に交付した利子補給金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

第１２条　乙は、甲の利子補給に係る資金の融資に関し甲が報告を求めた場合又は甲の職員をして当該融資に関する帳簿、書類等を調査させることを必要とした場合には、これに協力しなければならない。

第１３条　この契約の内容に変更を加えようとするときは、その都度甲乙両者の協議に定めるものとする。

第１４条　この契約に疑義を生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲乙両者の協議により定めるものとする。

第１５条　この契約書は、２通作成し、甲及び乙について各１通を保有するものとする。

　　　　　　　　　　年　　月　　日

さいたま市浦和区高砂３丁目１５番１号

甲　　　　　埼玉県

埼玉県知事

融資機関　住　　所

乙　　　　　名　　称

代表者職氏名